

佐賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第四十号

佐賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

佐賀県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十四年佐賀県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「」第七十五条の二」を「。以下「法」という。）第六十八条の三」に改める。

第六条中「国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険財政の安定化を図るための資金の貸付け並びに国民健康保険事業の運営の広域化を図るための補助金の交付に要する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化を図るための資金の貸付けに必要な経費
- 二 国民健康保険事業の運営の広域化を図るための補助金の交付に必要な経費
- 三 法第六十八条の二第一項の広域化等支援方針（以下「広域化等支援方針」という。）の作成及び広域化等支援方針に定める施策の実施に必要な経費

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（広域化等支援方針の作成等に必要な経費の支出）

第十二条 知事は、広域化等支援方針の作成及び関係市町相互間の連絡調整その他の広域化等支援方針に定める施策の実施に必要な経費に充てるため、第六条第一号の資金の貸付け及び同条第二号の補助金の交付に支障がないと認められる額の範囲内の額を支出することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第一条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第六十八条の三の規定に基づき、佐賀県国民健康保険広域化等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第六条 基金は、次に掲げる経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>一 国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化を図るための資金の貸付けに必要な経費</p> <p>二 国民健康保険事業の運営の広域化を図るための補助金の交付に必要な経費</p> <p>三 法第六十八条の二第一項の広域化等支援方針（以下「広域化等支援方針」という。）の作成及び広域化等支援方針に定める施策の実施に必要な経費</p> <p>(広域化等支援方針の作成等に必要な経費の支出)</p> <p>第十二条 知事は、広域化等支援方針の作成及び関係市町相互間の連絡調整その他の広域化等支援方針に定める施策の実施に必要な経費に充てるため、第六条第一号の資金の貸付け及び同条第二号の補助金の交付に支障がないと認める額の範囲内の額を支出することができる。</p> <p>第十三条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十五条の二の規定に基づき、佐賀県国民健康保険広域化等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第六条 基金は、国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険財政の安定化を図るための資金の貸付け並びに国民健康保険事業の運営の広域化を図るための補助金の交付に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。</p>
<p>第十三条 略</p>	<p>第十二条 略</p>